

事 務 連 絡
令 和 7 年 3 月 2 8 日

総務省自治税務局固定資産税課長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

地方税法による調査のための登記情報の電子データによる提供について平素より、所有者不明土地対策を始めとする法務行政の運営に格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、地方税法による調査を実施するに当たり、登記情報が必要な場合には、地方公共団体からの要望を踏まえ、登記所（法務局）において電子データの提供を行っているところ、固定資産税賦課徴収業務の調査のため不動産番号を含む登記情報の電子データが必要である場合も同様に対応を行っていますが、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）により、その取扱いについて改めて統一を図ることとされました。

今般、「地方税法」（昭和25年法律第226号）第20条の11の規定に基づき、地方税法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員から、地方税法による調査（固定資産税賦課徴収業務の調査のために不動産番号を含む登記情報の電子データが必要である場合を含む。）のため、不動産番号を含む登記情報の電子データの提供依頼があった場合には、これに応ずることができる旨を、改めて各法務局及び地方法務局に周知しましたので、地方公共団体への周知方、よろしくお取り計らい願います。

なお、当該情報については、登記情報連携システムを使用して依頼・提供することができますので、併せて周知願います。